

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8.6.16	R8.7.1	○（渋谷区○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成12年8月10日 渋谷消防署恵比寿出張所第21号）の鑑並びに平面図及び立面図	15		●					●		●						（7条2号） 当該公文書の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
2	R8.6.15	R8.7.1	○（渋谷区○－○－○）に係る竣工時の防火対象物使用開始届出書の断面図	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課
3	R8.6.16	R8.7.1	○（練馬区○－○－○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用（変更）届出書その1（平成4年8月10日 練馬消防署予防課第4065号） 2 防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（平成4年8月19日 練馬消防署予防課第4029号） 3 防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（平成4年8月19日 練馬消防署予防課第4030号） 4 防火対象物使用（変更）届出書その3（電気設備）（平成4年8月26日 練馬消防署予防課第4060号）	32		●					●		●						（7条2号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
4	R8.6.24	R8.7.1	○（港区○－○－○）に係る以下の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成23年2月28日 芝消防署予防課第2179号） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成23年2月28日 芝消防署予防課第2176号） 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成23年2月25日 芝消防署予防課第2152号）	17	●															東京消防庁 予防部予防課
5	R8.6.16	R8.7.1	下記の救急活動記録の開示を請求いたします。 開示請求対象 2025年12月○日に、○が世田谷区の○から○へ救急搬送された事案に関し、東京消防庁が保有する次の記録の開示を請求します。 1. 救急活動記録 2. 救急出場報告書その他救急隊の活動経過が記載された記録 3. 119番通報受信記録 4. 119番通報音声記録（存在する場合） 5. 指令記録及び指令票 6. 医療機関への申し送り内容が記載された記録 7. 上記事案に関して作成されたその他一切の救急活動関係記録 対象日時：2025年12月○日 搬送先：○	0					●	●									当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報を開示することとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにせず不開示とする。	東京消防庁総務 部総務課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R8.6.16	R8.7.1	救急活動記録の開示請求 2025年12月〇日〇時から〇時頃の間に〇が〇に救急搬送された件について	0					●										当該開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報を開示することとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにせず不開示とする。	東京消防庁救急部救急管理課
7	R8.6.18	R8.7.1	町田消防署町田第1救急の救急出場（令和8年6月〇日午前〇時〇分覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票（活動情報）、様式第36号傷病者記録票（基本情報）、様式第36号の2傷病者記録票（観察処置情報）及び様式第36号の3傷病者記録票（病院選定情報）	1		●					●								（7条2号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	東京消防庁救急部救急管理課
8	R8.5.19	R8.7.2	東京消防庁が保有する全ての車両の緊急援助隊登録状況	6	●															東京消防庁警防部警防課
9	R8.5.19	R8.7.2	東京消防庁保有車両内訳（令和8年4月1日現在）	38	●															東京消防庁装備部装備課
10	R8.6.22	R8.7.2	江戸川区〇丁目〇番〇号に存する少量危険物貯蔵取扱所に関する届出書類	0				●											当該公文書は、実施機関では取得しておらず、又は、既に文書保存期間が経過し廃棄されているため、存在しない。	東京消防庁予防部危険物課
11	R8.6.19	R8.7.2	(1) 〇(千代田区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年2月15日6麴予(報)第1167号)(21枚) (2) 〇(千代田区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年2月15日6麴予(報)第1168号)(28枚)	49		●						●							（7条3号） 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	東京消防庁予防部査察課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
12	R8.6.16	R8.7.3	○（新宿区○－○－○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（令和3年9月8日 新宿消防署予防課防火安全対策係第127号）の平面図 2 防火対象物使用開始届出書（令和元年9月27日 新宿消防署予防課防火安全対策係第156号）の平面図 3 防火対象物使用開始届出書（令和3年11月18日 新宿消防署予防課防火安全対策係第191号）の平面図 4 防火対象物使用開始届出書（令和6年6月14日 新宿消防署予防課防火安全対策係第39号）の平面図 5 防火対象物使用開始届出書（令和5年2月3日 新宿消防署予防課防火安全対策係第212号）の平面図 6 防火対象物使用開始届出書（令和2年1月9日 新宿消防署予防課防火安全対策係第240号）の平面図 7 防火対象物使用開始届出書（平成30年4月11日 新宿消防署予防課防火安全対策係第6号）の平面図 8 防火対象物使用開始届出書（令和6年8月6日 新宿消防署予防課防火安全対策係第83号）の平面図 9 防火対象物使用（変更）届出書（消防用設備等）（昭和49年3月7日 淀橋消防署予防課第95号）の平面図 10 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成19年10月31日 新宿消防署受付第263号）の平面図 11 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和3年9月9日 新宿消防署予防課防火安全対策係第136号）の平面図 12 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成29年10月6日 新宿消防署予防課防火安全対策係（設）第215号）の平面図 13 防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（昭和48年8月25日 淀橋消防署予防課第346号）の系統図	25	●																東京消防庁 予防部予防課
13	R8.6.16	R8.7.3	○（○新宿区○－○－○）に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書（平成14年10月2日 新宿消防署予防課第14－1045号）の平面図 2 消防用設備等設置届出書（平成14年10月3日 新宿消防署予防課第14－1048号）の平面図 3 防火対象物使用開始届出書（平成25年8月22日 新宿消防署予防課防火安全対策係第72号）の平面図 4 防火対象物使用開始届出書（平成30年1月26日 新宿消防署予防課防火安全対策係第141号）の平面図	4		●							●							（7条4号） この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
14	R8.6.22	R8.7.3	○（中野区○－○－○）に係る防火対象物使用開始届出書（令和6年10月28日 中野消防署予防課第195号）	1		●						●								（7条2号） 当該公文書の届出者氏名並びに設計者、施工者及び副本受領者の氏名、電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁 予防部予防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
15	R8.6.23	R8.7.1	○（品川区○－○－○）に係る消防用設備等着工届出書（平成17年8月12日 品川消防署予防課第177号）の系統図及び平面図	3	●															東京消防庁 予防部予防課
16	R8.6.17	R8.7.3	○（小金井市○－○－○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（令和7年4月16日 小金井消防署予防課第2025－1号）並びに調査書（令和7年4月16日7小金予（使）第7号）及び検査結果書（令和7年4月16日7小金予（使）第7号） 2 防火対象物工事等計画届出書（令和7年4月1日 小金井消防署予防課第2025－1号）及び調査書（令和7年4月1日7小金予（工）第1号） 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和7年4月30日 小金井消防署予防課第2025－22号）並びに調査書（令和7年4月30日7小金予（設）第22号）及び検査結果書（令和7年4月30日7小金予（設）第22号） 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和7年5月8日 小金井消防署予防課第2025－28号）並びに調査書（令和7年4月30日7小金予（設）第28号）及び検査結果書（令和7年4月30日7小金予（設）第28号） 5 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和7年5月8日 小金井消防署予防課第2025－29号）並びに調査書（令和7年5月8日7小金予（設）第29号）及び検査結果書（令和7年5月8日7小金予（設）第29号）	71		●					●		●						（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁 予防部予防課
17	R8.6.17	R8.7.3	○（小金井市○－○－○）の「○」に係る、令和7年に届出された工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備設置計画届出書（調査書及び検査結果書含む）	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課
18	R8.6.25	R8.7.3	○（福生市○－○）に係る消防用設備等設置届出書（昭和57年5月31日 福生消防署予防課第184号）の自動火災報知設備試験結果報告書	3		●					●		●						（7条2号） 当該公文書の一部は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） 当該文書の一部は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
19	R8.6.18	R8.7.6	○（文京区○－○－○）に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書（平成14年1月21日 小石川消防署予防課第335号）の鑑、試験結果報告書、負荷設備概要表、姿図及び仕様表 2 消防用設備等着工届出書（平成13年9月26日 小石川消防署予防課第73号）の鑑、概要表、仕様書、設計計算書、姿図及び性能評定書	48		●					●		●						（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁 予防部予防課
20	R8.6.23	R8.7.6	○（千代田区○－○－○）に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書（昭和63年4月11日 神田消防署鍛冶町出張所第9号）の平面図 2 消防用設備等設置届出書（昭和63年4月11日 神田消防署鍛冶町出張所第8号）の平面図	4		●							●						（7条4号） 当該各公文書の1頁に記載されている平面図の一部は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
21	R8.6.23	R8.7.6	○（足立区○－○－○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用（変更）届出書その1（平成4年3月10日 足立消防署予防課第60号）（案内図を除く。） 2 消防用設備等設置届出書（平成4年3月31日 足立消防署予防課第1267号）	30		●					●		●						（7条2号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
22	R8.6.24	R8.7.6	○（新宿区○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（平成16年11月18日 新宿消防署西新宿出張所第16－77号）の平面図	6	●															東京消防庁 予防部予防課
23	R8.6.25	R8.7.6	「07-10049 経年防火水槽再生設計その2」における当初金入り設計書	3	●															東京消防庁防災 部水利課
24	R8.6.25	R8.7.6	○（板橋区○－○－○）に係る以下の公文書 (1) 立入検査結果通知書（令和5年5月19日交付） (2) 立入検査結果通知書（令和5年5月20日交付） (3) (1)に係る改修（計画）報告書（令和8年5月26日受理） (4) 防火対象物現況表（令和8年5月7日作成）	8		●					●	●							（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （7条3号） この情報は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	東京消防庁予防 部査察課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
25	R 8 . 6 . 2	R 8 . 7 . 6	新宿区〇丁目の火災のデジタル消防無線の音声交信記録	0			●				●			●					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条5号) 無線交信内容には時機を失しない部隊運用を含む組織的決定に影響を与える情報であって、公にすることにより率直な無線交信及び部隊運用を含む組織的決定が不当に損なわれるおそれがあるもの。	東京消防庁警防部総合指令室
26	R 8 . 6 . 2	R 8 . 7 . 6	渋谷区〇丁目の火災のデジタル消防無線の音声交信記録	0			●				●			●					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条5号) 無線交信内容には時機を失しない部隊運用を含む組織的決定に影響を与える情報であって、公にすることにより率直な無線交信及び部隊運用を含む組織的決定が不当に損なわれるおそれがあるもの。	東京消防庁警防部総合指令室
27	R 8 . 6 . 2	R 8 . 7 . 6	新宿区〇丁目の火災のデジタル消防無線の音声交信記録	0			●				●			●					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条5号) 無線交信内容には時機を失しない部隊運用を含む組織的決定に影響を与える情報であって、公にすることにより率直な無線交信及び部隊運用を含む組織的決定が不当に損なわれるおそれがあるもの。	東京消防庁警防部総合指令室
28	R 8 . 6 . 5	R 8 . 7 . 6	北区〇丁目の火災のデジタル消防無線の音声交信記録	0			●				●			●					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条5号) 無線交信内容には時機を失しない部隊運用を含む組織的決定に影響を与える情報であって、公にすることにより率直な無線交信及び部隊運用を含む組織的決定が不当に損なわれるおそれがあるもの。	東京消防庁警防部総合指令室
29	R 8 . 6 . 5	R 8 . 7 . 6	杉並区〇丁目の救助活動事案のデジタル消防無線の音声交信記録	0			●				●			●					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条5号) 無線交信内容には時機を失しない部隊運用を含む組織的決定に影響を与える情報であって、公にすることにより率直な無線交信及び部隊運用を含む組織的決定が不当に損なわれるおそれがあるもの。	東京消防庁警防部総合指令室

令和 8 年度 公文書開示(7 月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
30	R 8 . 6 . 5	R 8 . 7 . 6	港区〇丁目の火災のデジタル消防無線の音声交信記録	0			●				●			●					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条5号) 無線交信内容には時機を失しない部隊運用を含む組織的決定に影響を与える情報であって、公にすることにより率直な無線交信及び部隊運用を含む組織的決定が不当に損なわれるおそれがあるもの。	東京消防庁警防部総合指令室
31	R 8 . 6 . 9	R 8 . 7 . 6	新宿区〇町の火災のデジタル消防無線の音声交信記録	0			●				●			●					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条5号) 無線交信内容には時機を失しない部隊運用を含む組織的決定に影響を与える情報であって、公にすることにより率直な無線交信及び部隊運用を含む組織的決定が不当に損なわれるおそれがあるもの。	東京消防庁警防部総合指令室
32	R 8 . 6 . 24	R 8 . 7 . 6	〇（杉並区〇－〇－〇）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（令和 7 年 3 月 2 2 日 6 杉永（防）第 1 7 5 号）	9		●					●		●						（ 7 条 2 号 ）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （ 7 条 4 号 ）住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため。	東京消防庁予防部防火管理課
33	R 8 . 6 . 26	R 8 . 7 . 7	〇（府中市〇－〇－〇）に係る屋内消火栓設備の消防用設備等設置届出書（新設）（府中消防署保管文書）に添付された系統図及び平面図	9		●					●								（ 7 条 2 号 ） 当該公文書の部分は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁 予防部予防課
34	R 8 . 6 . 25	R 8 . 7 . 7	〇（調布市〇－〇－〇）に係る消防用設備等設置届出書（平成 3 年 2 月 2 3 日 調布消防署予防課第 6 5 4 － 1 号）	13		●					●		●						（ 7 条 2 号 ） 当該公文書の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条4号) また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

[illegible]

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
40	R 8 . 5 . 7	R 8 . 7 . 8	火災調査書類（令和8年2月2日7渋松第169号）のうち、火災調査書、現場見分調査書（第1回）及び現場見分調査書（第2回）	35		●					●				●				（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
41	R 8 . 5 . 11	R 8 . 7 . 8	火災調査書類（令和8年3月30日7渋予第656号）のうち、火災調査書及び出火建物・避難状況等調査書	4		●					●				●				（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
42	R 8 . 6 . 26	R 8 . 7 . 9	○（千代田区○ー○ー○）の○に係る防火対象物工事等計画届出書	0				●											当該公文書は令和4年度に実施機関で取得したが保存期間を経過し、廃棄済みであるため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
43	R 8 . 6 . 29	R 8 . 7 . 9	(1) ○(中野区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和5年4月3日5中予(報)第1号)(3枚) (2) ○(中野区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和8年3月31日7中予(報)第1914号)(3枚)	6		●					●		●						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条4号） 公にすることにより、内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部査察課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
44	R 8 . 7 . 2	R 8 . 7 . 9	(1) ○(港区○丁目○番○号)に係る立入検査結果通知書(平成 2 0 年 1 月 1 8 日交付)(3 枚) (2) ○(港区○丁目○番○号)に係る立入検査結果通知書(平成 2 0 年 1 月 1 8 日交付)(1 枚) (3) ○(港区○丁目○番○号)に係る立入検査結果通知書(平成 2 0 年 1 月 1 8 日交付)(1 枚) (4) (港区○丁目○番○号)に係る立入検査結果通知書(平成 2 0 年 1 月 1 8 日交付)(1 枚)	6		●						●							(7 条 3 号) この情報は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	東京消防庁予防 部査察課	
45	R 8 . 6 . 2 6	R 8 . 7 . 9	○（旧名称：○）（千代田区○ー○ー○）に係る以下の公文書 1 消防計画作成（変更）届出書一式（令和 5 年 1 月 3 0 日 4 麴予（防）第 2 5 1 5 号） 2 消防計画作成（変更）届出書一式（令和 5 年 3 月 3 1 日 4 麴予（防）第 3 0 2 0 号） 3 消防計画作成（変更）届出書一式（令和 5 年 8 月 1 8 日 5 麴予（防）第 1 5 0 4 号）	42		●						●							(7 条 2 号) 氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁予防 部防火管理課	
46	R 8 . 6 . 3 0	R 8 . 7 . 1 0	○（台東区○ー○ー○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その 1（昭和 4 4 年 3 月 3 日 浅草消防署予防課第 1 7 号）	16	●															東京消防庁 予防部予防課	
47	R 8 . 7 . 3	R 8 . 7 . 1 0	東京消防庁火災予防規程事務処理要綱（令和 3 年 3 月 2 3 日予防部長依命通達（改正令和 7 年 9 月 1 8 日訓令第 7 7 号））	147	●															東京消防庁 予防部予防課	
48	R 8 . 7 . 3	R 8 . 7 . 1 0	○（大田区○ー○ー○）に係る防火対象物使用開始届出書（平成 2 9 年 9 月 2 6 日 大森消防 署山谷出張所第 1 9 号）	14	●															東京消防庁 予防部予防課	
49	R 8 . 6 . 3 0	R 8 . 7 . 1 0	○（中央区○ー○ー○）に係る防火対象物使用開始届出書（令和 7 年 9 月 8 日 京橋消防署予 防課第 2 0 2 5 － 6 0 7 号）の鑑	1		●						●								(7 条 2 号) 当該公文書は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁 予防部予防課

令和 8 年度 公文書開示(7 月決定分)

[illegible]

令和 8 年度 公文書開示(7 月決定分)

[illegible]

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
62	R 8 . 5 . 29	R 8 . 7 . 14	次の地域で消防隊が従事した、ガス漏洩（ガス漏洩のおそれを含む。）事案に係る消防活動記録（危険排除）のうち、現存する総括表、指揮活動記録及び小隊活動記録 該当地域：渋谷区〇一丁目、〇丁目、〇町、〇丁目、〇丁目、〇丁目、〇丁目、〇丁目、〇丁目、〇丁目、〇丁目、〇丁目	97		●					●								(7条2号) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため。 (7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、かつ公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため。	東京消防庁警防部特殊災害課
63	R 8 . 6 . 26	R 8 . 7 . 14	令和8年6月〇日（〇）に発生した千代田区〇ー〇ー〇で発生した水災に関する水防活動等結果報告、被害状況等一覧表、水防活動状況表、出場経過、水防出場表、記録表及び写真貼付票	9		●					●								(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、かつ公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため。	東京消防庁警防部特殊災害課
64	R 8 . 7 . 6	R 8 . 7 . 14	〇（板橋区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和8年5月26日8志志(報)第27号)(15枚)	15		●					●								(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	東京消防庁予防部査察課
65	R 8 . 5 . 21	R 8 . 7 . 14	火災調査書類（令和8年5月12日8石予第12号）のうち、火災調査書書	2		●					●				●				(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

[illegible]

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
70	R 8 . 7 . 1	R 8 . 7 . 16	○（世田谷○－○－○）に係る防火対象物使用開始届出書（令和2年6月23日 成城消防署千歳出張所第12号）の平面図	14	●															東京消防庁 予防部予防課
71	R 8 . 7 . 1	R 8 . 7 . 16	○（世田谷区○－○－○）に係る建築同意書類調査書（昭和50年7月4日 成城消防署第310号）の調査書並びに平面図、立面図及び断面図	2		●					●								（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁 予防部予防課
72	R 8 . 7 . 3	R 8 . 7 . 16	○（江東区○－○－○）に係る連結送水管の消防用設備等設置届出書に添付されている配管配線系統図及び平面図	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課
73	R 8 . 7 . 3	R 8 . 7 . 16	○（板橋区○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成元年11月10日 板橋消防署予防課第1188号）に添付された平面図	6		●					●		●						（7条2号） 当該公文書の平面図の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
74	R 8 . 7 . 9	R 8 . 7 . 16	(1)東京消防庁本部庁舎及び丸の内消防署改築工事基本設計 (2)東京消防庁荏原消防署小山出張所庁舎改築工事基本設計 (3)東京消防庁目黒消防署八雲出張所（仮称）庁舎改築工事基本設計 (4)東京消防庁尾久消防署下尾久出張所庁舎改築工事基本設計 以上4件の金入り内訳書及び特記仕様書	146	●															東京消防庁 総務部施設課
75	R 8 . 7 . 9	R 8 . 7 . 16	(1)四谷消防署合同庁舎（7）シャッター改修工事 (2)王子消防署ほか1か所（7）オーバースライダーその他改修工事 (3)小平消防署（8）内装改修工事 以上3件の金入り内訳書（諸経費計算書含む）	41	●															東京消防庁 総務部施設課
76	R 8 . 6 . 24	R 8 . 7 . 16	練馬区〇－〇－〇の土地に埋設された防火水槽に係る使用貸借契約書等	13		●					●		●						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することが出来るものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため。	東京消防庁防災 部水利課
77	R 8 . 7 . 8	R 8 . 7 . 17	〇（世田谷区〇丁目〇番〇号）に係る、最新の以下の公文書 (1) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の鑑（別記様式第1） (2) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表（別記様式第2）	0				●											(1)及び(2)ともに、令和5年9月25日に受理した1年保存の公文書であるため、廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁予防 部査察課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

[illegible]

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
82	R 8 . 7 . 8	R 8 . 7 . 21	2 0 2 6 年 6 月 ○ 日 ○ 時 ごろ 町 田 市 ○ 丁 目 の PA 連 携 に 関 す る 町 田 化 学 小 隊 の 様 式 4 7 号 PA 連 携 活 動 報 告	0				●											当該公文書が、不存在のため	東京消防庁警防部警防課
83	R 8 . 7 . 6	R 8 . 7 . 21	荏 原 消 防 団 第 2 分 団 格 納 庫 （ 8 ） 基 礎 及 び 外 構 工 事	6	●															東京消防庁防災部消防団課
84	R 8 . 7 . 8	R 8 . 7 . 21	○ （ 品 川 区 ○ - ○ - ○ ） に 係 る 立 入 検 査 結 果 通 知 書	0				●											作成の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁予防部査察課
85	R 8 . 7 . 10	R 8 . 7 . 21	○ （ 世 田 谷 区 ○ - ○ - ○ ） に 係 る 消 防 用 設 備 等 (特 殊 消 防 用 設 備 等) 点 検 結 果 報 告 書	0				●											届出の事実がなく実施機関では取得しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部査察課
86	R 8 . 7 . 15	R 8 . 7 . 21	○ （ 杉 並 区 ○ - ○ - ○ ） に 係 る 、 令 和 6 年 2 月 1 9 日 に 実 施 し た 立 入 検 査 結 果 通 知 書 の 写 し	0				●											令和6年4月11日に交付した1年保存の公文書であるため、廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁予防部査察課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
87	R 8 . 5 . 29	R 8 . 7 . 21	火災調査書類（令和7年1 2月2 4日7新西第9 9号）のうち、火災調査書及び出火建物・避難状況等調査書	4		●					●				●				(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
88	R 8 . 6 . 4	R 8 . 7 . 21	火災調査書類（令和8年1月2 1日7王予第1 8 1号）のうち、火災調査書	2		●					●				●				(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
89	R 8 . 7 . 8	R 8 . 7 . 21	2 0 2 6年6月〇日〇時ごろ町田市〇丁目のPA連携報告書に関する町田化学小隊の様式第4 7号 PA連携活動報告由木救急小隊の様式第3 5号 小隊活動記録票（活動情報）	0				●											救急隊が出場した記録はなく、請求に係る文書は実施機関では作成していないため、存在しない。	東京消防庁救急部救急管理課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
90	R 8 . 7 . 10	R 8 . 7 . 22	○(江戸川区○ー○ー○)に係る以下の公文書 (1) 令和6年以前に届出された消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 (2) 非常用発電機模擬負荷運転報告書	0				●											(1) 当該公文書は、令和6年10月4日に受理した保存期間1年の公文書であるため、令和8年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。 (2) 当該公文書は、届出の事実がなく実施機関に存在しない。	東京消防庁予防部査察課
91	R 8 . 6 . 22	R 8 . 7 . 23	○(港区○ー○ー○)に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書(昭和63年2月10日 芝消防署予防課第149号)及びその検査結果書(昭和63年2月10日(設)第149号) 2 消防用設備等設置届出書(昭和63年2月17日 芝消防署予防課第181号) 3 消防用設備等設置届出書(昭和62年10月2日 芝消防署予防課第1219号)及びその検査結果書(昭和63年2月10日(設)第1219号)	50	●															東京消防庁 予防部予防課
92	R 8 . 6 . 22	R 8 . 7 . 23	○(港区○ー○ー○)に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書(昭和63年2月10日 芝消防署予防課第150号)及びその検査結果書(昭和63年2月10日(設)第150号) 2 消防用設備等設置届出書(昭和62年2月10日 芝消防署予防課第145号)及びその検査結果書(昭和63年2月10日(設)第145号)	53		●							●						(7条4号) 当該文書の一部の情報は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
93	R 8 . 7 . 7	R 8 . 7 . 23	○ 4、5及び6号棟(町田市○ー○ー○)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和61年2月14日 町田消防署予防課第42号)	1		●							●						(7条4号) 当該公文書に記載されている印影(代表者印及び会社印)は、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁 予防部予防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
94	R8.7.8	R8.7.24	○（千代田区○－○－○）に係る消防用設備等着工届出書（昭和62年2月28日 神田消防署予防課第385号）の平面図及び立面図	6		●					●		●						（7条2号） 当該公文書の一部は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） また、当該情報の情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁 予防部予防課
95	R8.7.9	R8.7.23	○（江戸川区○－○－○）に係る以下の公文書 1 消防用設備等着工届出書（平成元年6月6日 江戸川消防署予防課第1023号） 2 消防用設備等設置届出書（平成元年12月4日 江戸川消防署予防課第1023号）	83		●					●		●						（7条2号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
96	R8.7.9	R8.7.23	○（東久留米市○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書（昭和63年9月16日 東久留米消防署予防課第417号）の配置図、平面図及び立面図	40		●					●		●						（7条2号） 当該公文書の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
97	R8.7.15	R8.7.23	○（台東区○－○－○）に係る工事整備対象設備等着工届出書（平成26年10月21日 日本堤消防署予防課第85号）に添付されている系統図及び平面図	10	●															東京消防庁 予防部予防課
98	R8.7.13	R8.7.24	○（千代田○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和42年9月5日 神田消防署予防課第98号）及びその検査結果書（昭和42年9月5日第98号）	12		●					●		●						（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
99	R 8 . 7 . 13	R 8 . 7 . 24	○（あきる野市○－○－○）に係る消防用設備等着工届出書（平成3年3月13日 秋川消防署秋留台出張所第29号）の仕様書	8	●															東京消防庁 予防部予防課
100	R 8 . 7 . 13	R 8 . 7 . 24	1 ○（あきる野市○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（平成4年12月2日 秋川消防署秋留台出張所第148号）の系統図及び試験結果報告書 2 ○（あきる野市○－○－○）に係る消防用設備等着工届出書（平成4年8月17日 秋川消防署秋留台出張所第88号）の仕様書 3 ○（あきる野市○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（平成3年5月8日 秋川消防署秋留台出張所第67号）の系統図及び試験結果報告書	15		●					●		●						（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁 予防部予防課
101	R 8 . 7 . 14	R 8 . 7 . 28	○（葛飾区○－○－○）に係る確認申請書に添付されている、第3面及び第4面並びに1階平面図、2階平面図、立面図、断面図、矩計図、建具表、排煙計算書及び排煙設備一覧	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課
102	R 8 . 7 . 8	R 8 . 7 . 27	令和8年6月○日に北区○で発生した火災に係る○が作成した災害概要	8		●					●		●		●				（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお、個人権利利益を害するおそれがあるため。また、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） 犯罪の予防、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （7条6号） 他に知られることはないという状況下でなされた供述により得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの消防活動に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集や火災関係資料の入手が困難となり、今後の消防活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁警防部 警防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
103	R 8 . 7 . 15	R 8 . 7 . 27	千代田区〇ー〇ー〇の車道上にある防火水槽 (No. 16) の構造が分かる図面	2	●															東京消防庁防災 部水利課
104	R 8 . 7 . 10	R 8 . 7 . 27	令和8年度単価決定一覧表	6	●															東京消防庁防災 部水利課
105	R 8 . 7 . 10	R 8 . 7 . 27	北区〇丁目の火災 (無線の音声、無線交信記録)	12		●					●			●	●				(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条2号) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条5号) 無線交信内容には時機を失しない部隊運用を含む組織的決定に影響を与える情報であって、公にすることにより率直な無線交信及び部隊運用を含む組織的決定が不当に損なわれるおそれがあるもの (7条6号) 無線運用の内容が明らかとなり、当該業務の適正な執行に支障をおよぼすおそれがあるため (無線の音声) 総合指令室室内規第20条別表第7に基づき、保存期間が1年未満(3日間)の公文書であるため、廃棄済みであり存在しない。	東京消防庁警防 部総合指令室
106	R 8 . 7 . 10	R 8 . 7 . 27	北区〇丁目の火災 (無線の音声、無線交信記録)	0				●											対象公文書は、無線交信記録の音声と特定したが、総合指令室内規第20条別表第7に基づき、保存期間が1年未満(3日間)の公文書であるため、廃棄済みであり存在しない。	東京消防庁警防 部総合指令室

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
107	R 8 . 7 . 13	R 8 . 7 . 27	○（町田市○－○）に係る消防計画作成（変更）届出書（平成2 8 年2 月1 5 日2 7 町予防）第1 7 5 3 号）	1		●					●		●						（7 条 2 号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （7 条 4 号）印影の情報は、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため。	東京消防庁予防部防火管理課
108	R 8 . 6 . 23	R 8 . 7 . 28	○（渋谷区○－○－○）に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書（平成8 年7 月 渋谷消防署保管文書 連結送水管） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届出書（平成2 0 年5 月2 日 渋谷消防署予防課第1 5 3 号） 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成2 0 年5 月2 6 日 渋谷消防署予防課第3 3 7 号） 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届出書（平成2 7 年1 0 月9 日 渋谷消防署予防課第7 6 2 号） 5 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成2 8 年2 月1 7 日 渋谷消防署予防課第2 6 8 号） 6 工事整備対象設備等着工届出書（平成2 8 年1 2 月1 4 日 渋谷消防署予防課第9 3 0 号）の鑑、系統図及び詳細図	79	●															東京消防庁 予防部予防課
109	R 8 . 6 . 25	R 8 . 7 . 28	○（台東区○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（平成1 3 年5 月2 8 日 日本堤消防署予防課第4 3 号）の平面図	4	●															東京消防庁 予防部予防課
110	R 8 . 6 . 25	R 8 . 7 . 28	○（台東区○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（平成1 3 年5 月2 9 日 日本堤消防署予防課第4 8 号）の平面図	26		●							●						（7 条 4 号） 当該公文書の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7 条第4 号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

[illegible]

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
116	R 8 . 7 . 23	R 8 . 7 . 28	(1)東京消防庁若林单身待機宿舍改築工事基本設計 (2)東京消防庁品川待機宿舍改築工事基本設計 (3)東京消防庁三河島家族待機宿舍改築工事基本設計 以上3件の想定標準設計業務人・時間数及び予定工事費	11	●															東京消防庁 総務部施設課
117	R 8 . 7 . 15	R 8 . 7 . 28	令和8年6月○日から令和8年7月○日までの期間において、○（板橋区○－○－○）に係る志村消防署と○との間で作成・授受された立入検査に関する一切の公文書					●											作成及び届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁予防 部査察課
118	R 8 . 7 . 15	R 8 . 7 . 28	○(台東区○－○－○)に係る以下の公文書 (1) 立入検査結果通知書(令和8年5月29日交付) (2) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年7月11日6上予(報)第516号) (3) 防火対象物現況表(令和8年5月7日作成)	29		●					●	●							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	東京消防庁予防 部査察課
119	R 8 . 7 . 15	R 8 . 7 . 28	○(台東区○－○－○)に係る立入検査結果通知書(令和8年5月29日交付)に関する改修報告書	0				●											当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁予防 部査察課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
120	R 8 . 7 . 16	R 8 . 7 . 28	○(目黒区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年10月22日7目予(報)第1412号)	12		●					●	●							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	東京消防庁予防部査察課
121	R 8 . 7 . 13	R 8 . 7 . 28	○(調布市○ー○)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(平成10年11月5日調布消防署予防課(防)第392号)	4		●					●		●						(7条2号)氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号)印影の情報は、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課
122	R 8 . 6 . 1	R 8 . 7 . 28	火災調査書類(令和8年5月18日8世第10号)のうち、火災調査書	2		●					●				●				(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課

令和 8 年度 公文書開示(7 月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
123	R 8 . 6 . 4	R 8 . 7 . 28	火災調査書類（令和 8 年 4 月 2 3 日 7 城大第 1 2 2 号）のうち、火災調査書、現場見分調査書及び出火建物・避難状況等調査書	47		●					●				●				(7 条 2 号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 6 号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
124	R 8 . 7 . 6	R 8 . 7 . 29	小金井市内の○に存する少量危険物貯蔵取扱所の、少量危険物の貯蔵・取扱届出書	11		1					1		1						(第 7 条第 2 号) 記載されている氏名等のうち、一般に公開されていないものは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (第 7 条第 4 号) 届出者の印影は公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部危険物課
125	R 8 . 7 . 15	R 8 . 7 . 29	野方消防団第 4 分団本部敷地ほか 1 か所地質調査	20	●															東京消防庁防災部消防団課
126	R 8 . 5 . 31	R 8 . 7 . 29	今年の 1 月○日に○にて暴行・過酷行為事件に遭って麻痺症になり、その後も当日発症した傷病と既病で、2 月○日と 4 月○日にも、○や○などにより救急呼出しをしました。裁判や捜査などで参考資料に各日付の消防記録・救急活動記録などを取り寄せたいです。	0					●		●								当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に規定する特定の個人を識別することができる情報を開示することとなるため、同条例第 1 0 条に基づき、当該公文書の存否を明らかにせず不開示とする。	東京消防庁総務部総務課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
127	R 8 . 7 . 10	R 8 . 7 . 28	○（東村山市○－○－○）に係る消防用設等備設置届出書（平成元年6月20日東村山消防署 予防課第355号）に添付されている平面図及び立面図	6		●							●						（7条4号） 当該公文書の一部は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
128	R 8 . 7 . 2	R 8 . 7 . 30	○（渋谷区○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和56年11月24日 渋谷消防署予防課第850号）に添付されている平面図	2		●					●		●						（7条2号） 当該公文書の平面図の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
129	R 8 . 7 . 2	R 8 . 7 . 30	○（渋谷区○－○－○）に係る竣工時の防火対象物使用開始届出書に添付されている立面図	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課
130	R 8 . 7 . 9	R 8 . 7 . 30	○（府中市○－○－○）に係る以下の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成25年9月12日 府中消防署白糸 台出張所第25号） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成25年9月18日 府中消防署白糸 台出張所第26号）	2		●					●		●						（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁 予防部予防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
131	R 8 . 7 . 13	R 8 . 7 . 30	○（世田谷区○－○－○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和46年5月19日 世田谷消防署予防課第116号）の平面図 2 消防用設備等設置届出書（平成9年3月31日 世田谷消防署予防課第748号）の平面図 3 防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和52年9月7日 世田谷消防署予防課第180号）の平面図及び系統図	5	●															東京消防庁 予防部予防課
132	R 8 . 7 . 13	R 8 . 7 . 30	○（世田谷区○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（平成6年11月24日 世田谷消防署予防課第702号）の系統図及び平面図	8		●							●						（7条4号） 当該公文書の平面図の一部は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
133	R 8 . 7 . 21	R 8 . 7 . 30	○（江東区○－○－○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（令和3年11月5日 城東消防署予防課第255号） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和3年11月5日 城東消防署予防課第466号） 3 基準の特例等適用申請書（令和3年10月11日 城東消防署予防課第10号）	24		●					●		●						（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁 予防部予防課
134	R 8 . 7 . 21	R 8 . 7 . 30	○（地名地番 千代田区○－○）に係る消防同意調査書（令和8年4月6日8廻予（同）第4号 計画変更①）	5		●					●								（7条2号） 当該公文書の一部は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁 予防部予防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
140	R 8 . 7 . 17	R 8 . 7 . 30	○（中央区○－○－○）に係る防火対象物点検結果報告書（令和 8 年 6 月 1 6 日 8 京 予（対）第 4 9 8 号）	11		●						●							（ 7 条 3 号） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため、条例第 7 条第 3 号に該当する。	東京消防庁予防部査察課
141	R 8 . 6 . 17	R 8 . 7 . 30	火災調査書類（令和 8 年 5 月 2 9 日 7 荏小第 3 5 号）のうち、火災調査書及び出火原因判定書	4		●					●			●					（ 7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （ 7 条 6 号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
142	R 8 . 7 . 15	R 8 . 7 . 31	○（世田谷区○－○－○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用（変更）届出書その 1（平成 6 年 5 月 1 6 日 世田谷消防署予防課第 1 2 1 号）の平面図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成 2 4 年 2 月 1 3 日 世田谷消防署予防課第 7 7 6 号）の平面図 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成 2 4 年 2 月 1 5 日 世田谷消防署予防課第 7 8 9 号）の平面図 4 工事設備対象設備等着工届出書（平成 2 4 年 4 月 5 日 世田谷消防署予防課第 4 号）の平面図 5 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届出書（平成 2 4 年 2 月 1 3 日 世田谷消防署予防課第 3 9 2 号）の平面図	13		●					●		●						（ 7 条 2 号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （ 7 条 4 号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁 予防部予防課
143	R 8 . 7 . 15	R 8 . 7 . 31	○（町田市○－○）に係る防火対象物使用開始届出書（令和 7 年 5 月 1 9 日 7 町 忠（使）第 2 号）及びその調査書	4		●					●								（ 7 条 2 号） 当該公文書の一部は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁 予防部予防課

令和8年度 公文書開示(7月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
144	R 8 . 7 . 15	R 8 . 7 . 31	○（町田市○－○）の「○」に係る以下の文書 1 防火対象物使用開始届出書（令和7年5月19日7町忠（使）第2号）の検査結果書 2 火を使用する設備等の設置届出書 3 事前相談記録表	0				●											1 は、当該届出書に係る検査を省略しているため、存在しない。 2 は、届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。 3 は、相談した事実がなく、実施機関で取得及び作成していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課
145	R 8 . 7 . 16	R 8 . 7 . 31	○（新宿区○－○-○）に係る防火対象物使用開始届出（令和5年9月26日 新宿消防署予防課第575号）の鑑	1	●															東京消防庁 予防部予防課
146	R 8 . 7 . 16	R 8 . 7 . 31	○（日野市○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成元年5月29日 日野消防署予防課第543号）の断面図、平面図及び立面図	37						●			●						（7条2号） 当該公文書の一部は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁 予防部予防課
147	R 8 . 7 . 21	R 8 . 7 . 31	新宿消防団第1分団本部ほか1か所新築工事設計 世田谷消防団第15分団本部ほか1か所新築工事設計 本田消防団第1分団本部ほか1か所新築工事設計 西新井消防団第1分団本部ほか1か所新築工事設計	8	●															東京消防庁防災 部消防団課
148	R 8 . 7 . 17	R 8 . 7 . 31	令和8年7月○日午後○時○分覚知における、渋谷消防署富ヶ谷救急、航空隊H4ゆりかもめ及び麻布消防署麻布救急の救急出場に関する、 様式第34号複数隊出場事案記録票、様式第35号小隊活動記録票（活動情報）、 様式第35号の2小隊活動記録票（関係者情報）、様式第36号傷病者記録票（基本情報）、 様式第36号の2傷病者記録票（観察処置情報）、 様式第36号の3傷病者記録票（病院選定情報）及び様式第36号の4傷病者記録票（指示助言等情報）	14		●				●									（7条2号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	東京消防庁救急 部救急管理課